

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
1．円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組					
◎外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備					
1	都道府県・指定都市が、域内に日本語教育を行き渡らせるための体制づくりのための取組（域内の日本語教育の総合的な体制づくり推進事業実施計画策定や日本語教育機関や企業等の関係機関との連絡調整、各地域の日本語教室への指導・助言等を行い域内の日本語教育に関する司令塔機能を担う総括コーディネーターの配置、日本語教育施策の協議、総合調整を行う有識者会議（総合調整会議）の設置等）に対し、その推進を図る観点から、国として補助を行う。	都道府県と連携して日本語教育を行う市区町村等の数の増加	文部科学省	都道府県・政令指定都市等に対する補助事業として「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を推進し、地方公共団体等が、関係機関等と有機的に連携しつつ、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進している。令和４年度には、補助事業者数は48件となっている。令和５年度事業ではそれを上回る応募があり、55件の採択を行ったところ。また、当該補助事業では、補助事業者である都道府県等と連携して日本語教育を実施する市区町村（市区町村の国際交流協会含む。）は、100件以上となっており、地方公共団体における取組は広がる傾向にある。さらには、当該施策を通じ、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図るため次のような取組を実施している。 ・地域における日本語教育の体制づくりのための取組を実施する都道府県等55件に補助を行っている。 ・日本語教育の推進に関する法律に基づく国の基本方針が令和２年６月に閣議決定されたことを踏まえ、当該施策に取り組む体制の整備の一環として、地方公共団体に対して、国の基本方針の策定の周知及び本方針を踏まえた取組の実施に努めるよう通知で依頼した。 ・令和５年３月には、本方針の策定が一層行われるよう、関連する既存の計画と一体的に策定する等の柔軟な対応ができることを通知した。 ・都道府県の基本方針の作成状況については、令和２年以降、年度ごとに作成状況の調査を行い、把握に努めている。また、基本的方針に関する先進的な作成事例についても紹介し、作成を促している。 ・令和４年11月に文化審議会国語分科会において、今後の地方公共団体における日本語教育の現状・課題、具体的な好事例等を挙げて審議し今後の方向性として「地域における日本語教育の在り方について（報告）」が取りまとめられた。この報告を踏まえ、令和４年12月に都道府県・市区町村等の日本語教育の担当者を対象とした研修を行い、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を説明するとともに、都道府県等による当該補助事業を通じた地域日本語教育の総合的な体制づくりについても事例を紹介した。 ・令和５年度以降も、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、都道府県・政令指定都市及びこれらの団体と連携して日本語教育を実施する市区町村を支援し、引き続き、生活者としての外国人の日本語教育環境の強化をするための都道府県等の総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施を通じた日本語学習機会の確保を図る。今後の取組は以下のようになっている。 ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を踏まえた質の向上を図る取組についても支援を行う。（令和５年度募集） ・地域日本語教育の優良事例等の情報共有と意見交換、地方公共団体の基本的な方針の作成の周知と依頼を行うため、都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者等を対象とする連絡会議（令和５年３月）等を開催し、同報告の周知及び地域における体制づくりの推進に向けた協議を行う。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
2	都道府県・指定都市が、整備した体制の下に、日本語教育人材を活用して、関係機関と連携して地域日本語教育の実施を推進する観点から、日本語教育の以下の取組に対し、国として補助を行う。 ・日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育を実施する。 ・外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育を実施する。 具体的には、国による地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進を目的とした支援の中で、「日本語教育の参照枠」を参照した都道府県・指定都市等が行うカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成を促進する。また、「日本語教育の参照枠Can do」を活用した日本語能力評価ツールである「にほんご チェック！」（仮称）や日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）の活用についても周知する。 ・市区町村が、都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等を実施する。	都道府県と連携して日本語教育を行う市区町村等の数の増加	文部科学省	都道府県・政令指定都市等に対する補助事業である「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の中で、日本語教育機関、企業等の関係機関と連携した取組や、「日本語教育の参照枠」を参照した都道府県・指定都市等が行うカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成、市区町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等に対し、補助を行っている。 また、「日本語教育の参照枠Can do」を活用した日本語能力評価ツールである「にほんご チェック！」（令和４年９月30日公開：半年で13万アクセス）や、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）（令和４年度：140万アクセス）の活用についても周知し、積極的な活用を促している。 その活用状況として、補助事業者である都道府県等と連携して日本語教育を実施する市区町村（市区町村の国際交流協会含む。）は、前年度の58件を上回る100件以上となっており、多くの地域において活用が進んでいる。令和５年度以降も引き続き、先導的な日本語教育を支援するとともに、令和４年11月に文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を踏まえ、日本語教育の機会の提供だけでなく質の向上を図る取組となる「日本語教育の参照枠」や「生活Can do」を活用したカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成をさらに促進するとともに、各種ツールにおいて引き続き周知し活用を推進する予定である。	
3	「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）や、レベル尺度（A１～C２の６段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等により、「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。 開発された各分野の教育モデルが日本語教育実施機関等での教育及び評価に活用されることにより、国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連関による日本語教育の推進と水準の向上を目指す。	・日本語教育機関等における「日本語教育の参照枠」への対応状況の把握 ・上記とともに必要な取組を実施	文部科学省	令和３年10月に文化審議会国語分科会で取りまとめられた「日本語教育の参照枠（報告）」を活用した教育モデル開発事業を令和４年度から実施し、「生活」・「留学」・「就労」の各分野１団体ずつ採択をし、事業を開始している。初年度の成果物としてはカリキュラム案の骨子の提出を求めている。 令和４年度「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業の採択団体については、全団体２か年計画を立てており、令和４年度はカリキュラム案の骨子の作成までを求めている。 令和５年度以降も引き続き、「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業を継続実施し、開発されたモデルカリキュラム及び評価手法について普及を図っていく。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
4	生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援（例：ニーズやレベルに応じた日本語の学習のための支援等）につなげる ことのできる人材（「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」）を育成するための必要な研修内容や研修修了者の配置を促進する措置を検討し、これらを順次実施する。 また、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を得る。	・研修の実施回数 ・研修の修了者数 ・関係機関における研修修了者の就労状況（令和４年度（2022年度）及び５年度(2023年度）の検討結果を踏まえて検討）	法務省	令和４年度においては、有識者等と、コーディネーターの役割、資質等について、検討、結論とされているところ、令和４年10月から、有識者６名と出入国在留管理庁職員を構成員とする（総務省、文部科学省及び厚生労働省の職員がオブザーバー参加）総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会を開催しており、令和４年度末に報告書を取りまとめた。	
5	日本語教室が開設されていない市区町村に対する日本語教室の開設のためのアドバイザー派遣とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。 また、市区町村間の情報交換及び教室開設のノウハウ共有のために、「空白地域解消推進セミナー」及び「日本語教室開設のための研究協議会」を開催する。	全国の日本語教室がある市区町村数50%以上	文部科学省	「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に居住している外国人への日本語学習機会提供を目的とし、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進している。令和４年12月には、日本語教室の開設に向けて取り組んでいる地方公共団体を対象に、日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する空白地域解消推進セミナーを開催した。 加えて、同対象に向け、日本語教室開催に係るノウハウを共有する日本語教室開設に向けた研究協議会を令和５年１月に開催した。 全国の日本語教室がある市区町村数50%という目標について、令和３年度時点で既に53.7%に達しており、一旦の目標は達成した。そのため60%に上方修正する。 具体的には、引き続き、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。 日本語学習サイトについては、令和５年度には新規１言語を追加するとともに、「日本語教育の参照枠」に対応した内容検討及びコンテンツ作成を行う予定である。また、日本語教育関係者を対象に活用セミナーを開催（令和５年３月配信）して普及の促進を図る。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
6	有識者等の意見を踏まえ、生活オリエンテーション（生活ルールやマナー等日本で生活するために必要な基本的な情報の提供、初歩的な日本語学習）動画の内容及び動画以外の社会制度等の知識習得のための仕組み（来日前を含む。）について検討する。検討結果を踏まえ、生活オリエンテーション動画の作成・配信並びに地方公共団体及び受入れ機関等において当該動画の活用を促進するための取組を順次進めるとともに、生活オリエンテーション動画の作成・活用以外の必要な施策についても企画・立案・実施する。	生活オリエンテーションの受講経験率（％）（令和４年度（2022年度）の検討結果を踏まえて検討）	法務省	令和４年度においては、有識者等の意見を踏まえ、社会制度等の知識習得のための仕組み（動画等）について、検討することとされているところ、令和４年７月から有識者等（地方公共団体職員、有識者等）からのヒアリングを22回実施し、出入国在留管理庁において作成を予定している生活オリエンテーションの動画に盛り込む内容等の方針を決定した。 今後は、当該方針に基づき、生活オリエンテーション動画を作成するとともに、地方公共団体及び受入れ機関等における当該動画の活用を促進するための取組について順次検討を進める。	
7	地方公共団体に対し、生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知を行い、外国人の社会へのスムーズな定着を支援する。	会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体職員に対して説明した回数：６回	総務省	会議等の場において、生活オリエンテーションに係る地方財政措置について地方公共団体職員に対して説明を行った。 （計10回）	
8	日本語教室の設置が困難な地域に在住する外国人が、生活場面に応じた日本語を自習できるＩＣＴ教材（日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つながるひろ））を開発・提供するとともに、外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加して、ＩＣＴ教材の充実及び活用促進を引き続き図っていく。	年間アクセス数対前年度２％増（令和８年度（2026年度）終了時点で10％増）	文部科学省	日本語教室の設置が困難な地域に住み、日本語教室に通うことができない外国人のために、ＩＣＴを活用した日本語学習教材（ＩＣＴ教材）の開発を行っているところ令和２年６月に日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」を６言語で公開した。その後、我が国の在留外国人の数や世界情勢等を鑑みるとともに、学習ニーズの高まりを踏まえて、言語追加及び学習コンテンツの追加を行った。令和４年12月をもって、17言語及び39場面の日本語学習コンテンツの追加対応が完了した。また、本サイトの普及のため、同年11月に宣伝動画や使い方ガイドブック等を作成し公開しているところである。 ＫＰＩの進捗状況については、年度単位で測定予定であるが、前年度の１月までと比較したところ、-23％（前年度比）となっている。減少の理由については、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のために、独学での利用やオンラインの日本語教室によって本サイトが活用される機会が急増していたが、最近の動向により落ち着いたことが影響していると考えられる。 令和５年度以降、日本語学習サイトについては、令和５年度には新規１言語を追加するとともに、「日本語教育の参照枠」に対応した内容検討及びコンテンツ作成を行う予定である。また、日本語教育関係者を対象に活用セミナーを開催（令和５年３月配信）して普及の促進を図る。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
9	外国人が来日後の生活・就労の場において円滑にコミュニケーションをとるため、独立行政法人国際交流基金（ＪＦ）を通じ、「ＪＦ日本語教育スタンダード」に準拠した教材の提供等、来日前の海外における日本語教育環境の普及を引き続き実施していく。	・「ＪＦにほんごeラーニング みなと」受講者数計45万人以上 ・「いそどり日本語オンラインコース」受講者数 ・日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）	外務省	・最新の海外日本語教育機関調査（３年ごとに実施）として2021年度調査結果を取りまとめたところ、日本語学習者数は379万人超を数えた。学習目的には「日本での将来の就職」が含まれており、日本語教材（オンラインを含む）の多言語化をはじめ、来日前の日本語学習環境を整備・普及するための施策を引き続き実施する。 ・「ＪＦにほんごeラーニング みなと」受講者数は約14万3,000人、「いそどり日本語オンラインコース」受講者数は約1万4,000人（2023年３月末現在）。	
10	法務省及び文化庁等関係省庁は、現行の施策の実施状況を踏まえ、更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討する。		法務省 文部科学省	関係省庁と連携しながら、現行の施策の実施状況、日本語教育の実施状況の現状把握に努めている。 引き続き、関係省庁と連携しながら、日本語教育の実施状況の現状把握に努めるとともに、「日本語教育の更なる充実の新たな日本語教育法案における関係省庁との連携促進について」（令和４年12月８日 日本語教育推進会議）における対応策の検討・実施状況を踏まえ、更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討を進める。	
◎日本語教育の質の向上等					
11	日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度を整備することにより、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上と日本語教師の能力及び資質の向上を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与する仕組みを構築するための法案提出を含めた検討を進める。	・日本語教育機関の認定制度の整備 ・日本語教師の資格制度の整備	文部科学省	文部科学省において、日本語教育機関の認定制度や、日本語教育の新たな資格制度の詳細等について検討を行うため、令和３年度に引き続き有識者会議を設置し、資格制度及び日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みについて令和５年１月に報告を取りまとめた。その後、制度化に向けて、法務省をはじめとする関係省庁等との調整を行い、検討を進めている。 ・新経済・財政再生計画改革工程表2022(令和４年12月22日)において、令和５年通常国会において提出を目指すことが明記された。 ・令和５年度中に、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度に関する法案を提出 ・法案を踏まえた運用について審議会等で審議予定 ・日本語教師の資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて、令和５年度以降も引き続き、法務省など関係省庁や関係機関等との調整を進め、令和５年通常国会における早期実現を目指す。	
12	再掲３				

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
13	学校における日本語指導の基本的な指導内容・指導方法を示した「外国人児童生徒受入れの手引」について周知・活用を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導のための指導計画作成と指導の充実を促進する。また、同手引の内容を踏まえて作成した教員・支援者向け研修動画や、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図る。 高等学校については、令和４年度（2022年度）中に日本語指導に係る授業作りのための指導資料を開発し、学校等に対する普及を図る。	日本語指導が必要な全ての児童生徒が指導を受けられるようにする。	文部科学省	「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」にて先進地域での実践（多言語のものを含む教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行い、「外国人児童生徒受入れの手引き」の周知・活用を図った。また、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を自治体に派遣し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図った。 引き続き、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和３年１月の中央教育審議会答申も踏まえ、「かすたねっと」の充実を図るほか、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に関する取組を支援する。 高等学校については、令和４年度は、日本語指導の授業作りのための指導資料を開発し、周知した。 令和５年度は、個に応じた日本語指導のための「特別の教育課程」を編成・実施している事例の収集、周知を行い、制度の活用を促す。また、高等学校における日本語指導に関する研修を実施し、指導の充実を図る。	
14	高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施することができる制度を令和５年（2023年）度から導入し、日本語指導の充実を図る。また、日本語指導の授業作りのための指導資料を開発する。	日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施することができる制度を令和５年度（2023年度）から導入し、日本語指導の充実を図る。令和４年度は、日本語指導の授業作りのための指導資料を開発し、周知した。令和５年度は、日本語指導のための「特別の教育課程」を編成・実施している事例の収集、周知を行い、制度の活用を促す。また、高等学校における日本語指導に関する研修を実施し、指導の充実を図る。	
2．外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化					
◎外国人の目線に立った情報発信の強化					
15	「在留外国人に対する基礎調査」等を継続的に実施し、国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、外国人が抱える職業上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握することで、共生施策の企画・立案・実施に反映させる。	・調査の実施状況 ・外国人が抱える問題点の把握	法務省	これまでの「在留外国人に対する基礎調査」を通じて明らかとなった、外国人が抱える生活上の問題点の要因等について、国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、更に詳細に調査し、外国人が抱える問題点をよりの確に把握することを目的とした「令和４年度在留外国人に対する基礎調査」を令和５年２月に実施した。その調査結果を令和５年度上半期に取りまとめ、それを共生施策の企画・立案・実施に反映させていく。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
16	地域における外国人支援者が、相互にその存在や活動内容等を共有する機会を設け、外国人支援者同士が連携・協力して効果的に外国人への支援が行われるよう、外国人支援者のネットワークの構築を図り、外国人支援者ネットワーク構築事例を収集し、事例集を作成する。 また、外国人が抱える問題及び外国人が必要とする支援の内容や情報等の的確な把握と分析を行う。 さらに、ＮＰＯ・ＮＧＯ、キーパーソン及びインフルエンサー等を活用した情報発信を推進することにより、多様な外国人の情報入手手段に対応した行政情報発信のより一層の充実・強化を図る。	・外国人支援団体等との連携 ・意見交換の実施回数 ・事例集の作成・展開 ・問題等の把握・分析 ・外国人支援団体等への情報発信の回数	法務省	地方出入国在留管理官署における、令和４年４月から令和５年１月末までの外国人支援団体等との意見交換の実施回数は31回、外国人支援団体等への情報発信の回数は38回であり、これらの取組を通じて、地域における外国人支援団体等との連携強化を図った上で、外国人が抱える問題等について情報収集等を行っている。また、出入国在留管理庁において、外国人支援者ネットワーク構築事例を収集の上、事例集を作成し、受入環境調整担当官に共有することで、更なるネットワーク構築の推進を促した。	
17	外国人が抱える問題の把握・分析も踏まえて、「何を伝えるか」（社会制度等の知識、人生設計に資する知識等）、「どう伝えるか」、「伝達手段の工夫」に着目し、地方公共団体の好事例を参考にしつつ、日本で生活している外国人に向けた「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」のガイドライン（掲載方針）の作成を行い、関係省庁と連携して情報の内容を改善し、行政機関等が活用できるよう、公表する。	「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載のガイドラインの作成	法務省	「外国人生活支援ポータルサイト」の改修や掲載情報の整理を検討しつつ、地方公共団体が外国人にとって何が必要な情報と判断し、どのように情報発信しているのかについて、地方公共団体が作成している多言語による情報発信のガイドライン等好事例を収集し、傾向を分析している。	
18	在留外国人がマイナポータル等を通じて必要とする情報を入手することができるようにする。また、在留手続や災害に係る外国人の状況に応じた必要な情報を発信するため、オーダーメイド型及びプッシュ型の情報発信の在り方について検討する。	「外国人生活支援ポータルサイト」の閲覧件数（令和４年度（2022年度）及び５年度（2023年度）の検討結果を踏まえて検討）	法務省	令和４年度においては、法務省においてマイナポータル等との連携に関する検討、結論、令和４年度から令和５年度までに関係省庁と検討、結論とされているところ、マイナポータルを活用した情報発信の在り方について関係省庁等と検討を行い、令和５年１月にマイナポータルから出入国在留管理庁「外国人生活支援ポータルサイト」にリンクできるようにした。 今後、予定されているマイナポータルの改修状況を踏まえ、オーダーメイド型及びプッシュ型の情報発信の在り方についても関係省庁等と検討を進めていく。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況				令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況
19	日本司法支援センター（法テラス）において実施している多言語情報提供サービスについて、利用者の認知媒体等に関する調査を実施し、その結果に基づき効果的な周知・広報の方策を検討するとともに、同サービスや法テラスの支援について、ＨＰ・ＳＮＳなどを通じて多言語での情報発信を拡充することにより、同サービスの年間利用件数を増加させる。	・効果的な周知・広報を実施 ・多言語情報提供サービスの利用件数	法務省	法テラスにおいて、多言語情報提供サービス（10言語）について、利用者の認知媒体等に関する調査を実施した上で、周知・広報の方策を検討した。また、ＨＰにやさしい日本語による業務説明や法律用語・相談事例を掲載したり、Twitterで複数言語による発信を増やすなど、多言語での情報発信を拡充した。 令和４年度 of 多言語情報提供サービスの利用件数は、6,063件（令和５年２月末日時点）となった。 （参考）令和３年度：6,065件
◎外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化				
20	外国人受入環境整備交付金の交付要件の見直し等、一元的相談窓口の設置を促進するための方策を検討・実施する。	交付決定した地方公共団体数	法務省	・令和４年度から、交付金実施事業者の自ら行う事業への勧誘に係る制限の緩和を行った。 ・また、一元的相談窓口設置・運営ハンドブックについて地方公共団体にアンケートを実施し、その結果を踏まえ改訂するなど、一元的相談窓口の効果的な活用等についての情報提供の取組を進めた。 ・交付決定した地方公共団体数について、令和４年度において新たに12自治体へ交付決定し、今後新たに申請を行いたいとする自治体からの相談対応も行っており、その他アンケートを実施し、地方公共団体の要望や一元的相談窓口の設置・運営状況の把握に努めながら、引き続き設置促進に向けた取組について検討を進めている。
21	一元的相談窓口等における相談対応事例集を作成し、年に２回程度地方公共団体に共有する。また、受入環境調整担当官が主体となり、地域の地方公共団体担当者等と相談対応における事例研究を含む意見交換会を少なくとも年１回開催するとともに、地方公共団体が運営する外国人向け相談窓口へ入管職員を相談員として派遣する。さらに、一元的相談窓口での対応に資するＦＡＱの作成（改訂）を年１回程度行う。相談事例集等のデータについて、地方公共団体の利便性向上に資する活用方法を検討し、検討結果を踏まえた取組を実施する。	・相談対応事例集の作成 ・地方公共団体の利便性向上に資する活用方法を踏まえた取組の実施（令和４年度（2022年度）及び５年度（2023年度）の検討結果を踏まえて検討） ・地方公共団体の外国人向け相談窓口への入管職員派遣回数 ・事例研究会等の開催回数	法務省	令和４年４月から令和５年１月末までの間、受入環境調整担当官が主体となり、地域の地方公共団体担当者等との事例研究を含む意見交換会を306回開催しており、地方公共団体が運営する相談窓口へ入管職員を相談員として263回派遣した。また、令和４年７月には、一元的相談窓口での対応に資するＦＡＱの改訂版、令和５年１月には、一元的相談窓口等における相談対応事例集をそれぞれ作成し、地方公共団体に共有するなど、地方公共団体の利便性向上に資する取組を行っている。

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
22	近年の在留外国人の増加に伴い、言語によっては通訳の確保が困難となっている状況が見受けられることから、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の試行を実施しつつ、効果的な実施方法等通訳支援の在り方について引き続き検討する。	通訳支援の利用登録窓口数（令和４年度（2022年度）の試行実施の検討結果を踏まえて検討）	法務省	令和４年７月から、全国の地方公共団体の行政窓口を対象に、17言語対応の電話による通訳支援事業の試行を実施しており、令和５年１月末までの利用登録窓口数は約4,200か所である。また、令和４年12月から地方公共団体に対し同事業に係るアンケートを実施し、その結果や通訳支援登録・利用状況等について分析を行い、令和５年度の実施に向け検討した。	
23	多言語翻訳技術について、ＡＩにより会話の文脈や話者の意図を補完し、ビジネス・国際会議の場での議論にも対応した実用レベルの「同時通訳」の実現に取り組むとともに、特定技能外国人を含めた在留外国人に対応する観点から重点対応言語を15言語に拡大し、翻訳精度の向上を図る。	確立した同時通訳技術を活用した製品・サービス化件数（令和９年度（2027年度）までに20件）	総務省	ＡＩによる実用レベルの「同時通訳」の実現に取り組むとともに、重点対応言語を21言語に拡大し翻訳精度の向上を図るため、多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発を実施中である。令和６年度まで本研究開発を実施し、その後、確立した同時通訳技術を活用したサービスの普及・促進を図る。	
24	外国人患者の対応を行う医療機関に対する電話通訳の利用促進、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」への医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援等とともに、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、都道府県における医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援等を通じて、外国人患者が安心して受診できる環境を整備する。	外国人患者が安心して受診できる環境の整備	厚生労働省	予算事業を通じて、医療機関に対する電話通訳の利用促進、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」への医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援、都道府県における医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援等を行うとともに、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知を行った。 令和５年度においても、引き続きこれらの取組みを通じて外国人患者が安心して受診できる環境の整備を行っていく予定。	
25	外国人が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、地方消費者行政強化交付金による支援を通じて、全国の消費生活センター等における外国人向け消費生活相談窓口の整備を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。	消費生活相談体制の充実	消費者庁	地方消費者行政強化交付金を通じて、在留外国人の対応を含む消費生活相談体制の強化に向けた地方公共団体の取組を支援した。令和４年（2022年）４月時点では31都道府県、460市区町村等で通訳の活用等の体制整備が図られている。 （令和３年（2021年）４月時点では27都道府県、413市区町村等）	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
26	その他の外国人に対応する相談窓口においても、相談体制の整備・充実について検討し、検討結果を踏まえて順次整備等を図る。		関係省庁	・令和４年度から、交付金実施事業者の自ら行う事業への勧誘に係る制限の緩和を行った。 ・また、一元的相談窓口設置・運営ハンドブックについて地方公共団体にアンケートを行い、その結果を踏まえ改訂するなど、一元的相談窓口の効果的な活用等についての情報提供の取組を進めた。 ・交付決定した地方公共団体数について、令和４年度において新たに12自治体へ交付決定し、今後新たに申請を行いたいとする自治体からの相談対応も行っており、その他地方公共団体の要望等を聞きながら、引き続き設置促進に向けた取組について検討を進めている。 ・「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口の整備等に積極的に取り組む地方公共団体を支援した。	
27	地方出入国在留管理局等の国・独立行政法人等の外国人支援を行う地域の関係機関が合同の相談会を実施するなどし、地域における関係機関の連携・協力を推進し、地域における外国人向けの相談体制等を強化する。	・合同相談会等の実施回数（令和４年度（2022年度）の検討結果を踏まえて検討） ・地域における関係機関の連携・協力の体制の構築、推進	法務省	・令和４年４月から令和５年２月末までの間、地方出入国在留管理局等の外国人支援を行う全国の国・独立行政法人等の関係機関が30回の合同相談会を実施した。 ・また、複数機関が連携・協力して相談対応する外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）の取組を参考に、関係省庁等の各地方支分部局等間においても連携・協力体制を強化し、一体的かつ効果的な支援を実施できるように連携して業務を行うため、ＦＲＥＳＣの関係省庁間で、「外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）の取組の地域への展開について」（令和４年８月８日付け）の申合せを行った。加えて、令和５年３月末までに、関係省庁から所管の各地方支分部局等に対し、当該申合せ並びに各地方支分部局等の窓口連絡先及び所管事項説明資料の共有を行った。	
28	再掲１６				

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
29	外国人支援を行う関係機関等に対する業務説明を実施したり、同機関を指定相談場所とするなどして、関係機関との連携を強化し、法的援助を必要とする外国人が適切に法テラスによる支援を利用できるよう努める。	・ 支援の周知・普及 ・ 外国人支援機関等からの紹介件数	法務省	法テラスにおいては、各地の外国人支援を行う関係機関等に対する業務説明や、外国人支援をテーマに含む地方協議会を開催し、また、同機関等を新たに指定相談場所に指定したほか、同機関等と共同で外国人向け合同相談会等を実施し、外国人が法テラスによる支援を適切に利用できるよう相談体制の整備を進めた。 今年度は、KPIとして、外国人支援機関等からの紹介件数を計上することを検討したが、福祉機関からの紹介の中にも外国人に関係する相談が一定数含まれることなど「外国人支援機関等」を明確に線引きするのが困難であることや、各業務において一律に当事者の国籍を聴取することは利用を阻害する可能性があること等から、外国人のみに特化した関係機関からの紹介件数を計上することは困難との結論に至った。 法的トラブルを抱えた外国人が法テラスによる支援につながるためには、地方自治体等の相談窓口のみならず、登録支援機関や勤務先など民間の支援者も広く介在していることから、これらの支援者に対して広く法的知識や支援方法を周知することが、法的支援を必要とする外国人の法テラス利用を促進することとなる。そこで、法テラスでは、外国人支援者を対象にセミナーを開催した。今年度は基礎編を３回開催し、のべ582人（令和５年３月末日時点）が参加した。また、基礎編とは別に、時期にあったトピックや希望の多いテーマを取り上げる応用編も開催した。 以上のことから、KPIについては、「外国人支援機関等からの紹介件数」を「外国人支援者を対象としたセミナー（基礎編）の参加者数」に変更することとしたい。 令和５年度以降は、引き続き各地の外国人支援機関等に対する業務説明等を実施したり、外国人向け法律相談の実施体制の整備を進めるなどし、同機関等との連携の強化を図る。また、引き続き外国人支援者向けセミナーを開催しつつ、その内容を充実させることにより、支援者等を介在した外国人の法テラス利用の拡大につなげる。	
30	再掲 4				

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
◎情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進					
31	出入国在留管理庁と文化庁が開催した「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」における議論を踏まえ、研修のための教材等を開発するなどして地方公共団体の職員向けのやさしい日本語の研修を検討し充実させる。また、やさしい日本語書き換え例の追加について検討し、その結果を踏まえ、順次これを追加することにより、外国人住民と最前線で接する地方公共団体等の職員が、通訳・翻訳体制の確保が困難な場合においても、日本語能力が十分でない外国人に対し、やさしい日本語によって必要な情報を迅速かつ的確に提供し、相談に対応できるよう、やさしい日本語の普及を推進する。	・日本語の書き換え例の追加（令和４年度（2022年度）の留意事項の取りまとめ結果を踏まえて検討） ・教材開発等の実施（令和４年度（2022年度）の研修用教材開発に関する検討結果を踏まえて検討） ・研修実施回数（令和４年度（2022年度）からの研修用教材開発に関する検討結果等を踏まえて検討） ・受入環境調整担当官による研修実施回数（令和７年度（2025年度）からの受入環境調整担当官が地域で講師となるための研修の実施状況を踏まえて検討）	法務省	出入国在留管理庁と文化庁が共同で、「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」を開催し、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント～」を取りまとめた。また、同会議において、地方公共団体職員向けのやさしい日本語研修に関して、研修教材の作成や、国や地方公共団体等による行政職員、地域住民等に対する研修の企画、実施に資する研修の効果的な手順等を取りまとめるため、議論を進めている。 なお、研修教材については、令和３年度の検討会議においては、国が取りまとめて研修用教材を作成すべきとの方向性が示されていたが、「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」では、研修教材作成に係る国の役割について改めて検討しており、当該検討結果に基づき、令和５年度以降の方針を再検討した。	
32	地方公共団体が実施する日本語教室をはじめとする地域の日本語教育の体制整備の一環として、外国人住民の地域参加を支える日本語教師や日本語学習支援者、地方公共団体の職員や地域住民に対するやさしい日本語の啓発のための研修及びやさしい日本語を通じて住民同士が協働する取組等を支援することにより、やさしい日本語の普及を促進する。	地域の日本語教育におけるやさしい日本語を活用した地方公共団体の日本語教育への支援を実施	文部科学省	地方公共団体によるやさしい日本語の取組及び日本語学習支援者等へのやさしい日本語の研修を支援するとともに、やさしい日本語の更なる普及のため、「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」において「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント～」及び「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン別冊 やさしい日本語の研修のための手引」を取りまとめた。 継続的に地域の日本語教育における、やさしい日本語を活用した地方公共団体の日本語教育への支援を実施している。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
3. ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援					
◎「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等					
33	子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の親子同士の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助等を行う地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援する。	第２期市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて設定された数値目標10,200か所（令和６年度(2024年度)）※令和７年度（2025年度）以降は、第３期市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて設定	こども家庭庁	・地方公共団体に対し、地域子育て支援拠点事業の実施に要する費用の補助を行うとともに、令和４年度第２次補正予算において、外国人の子育て家庭が地域子育て支援拠点をより円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を計上している。 ・令和２年度実績値1万432か所	
34	幼稚園等（幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園を含む。）にいる外国人幼児等の人数を把握するほか、外国人幼児等への指導やその保護者との連携に当たって求められる支援策のニーズ把握を行う。	・外国人幼児の子どもの就園状況を把握するため、引き続き幼稚園等における外国人幼児数等の実態把握 ・上記とともに必要な取組を実施	文部科学省	令和３年度幼児教育実態調査において外国人幼児等の数を把握したほか、保育中に支援を行う教員又は教育を補助する者の配置や外国人幼児等も楽しめる遊びの工夫（絵本や歌等）への助言など今後充実が求められる支援項目について調査し、令和４年10月に公表した。また、外国人幼児等への指導の充実に係る調査研究を実施し、研修プログラムを開発した。	
35	外国人の子どもの就学促進のために地方公共団体が講ずべき事項について、令和２年（2020年）に文部科学省が策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づく取組を推進する。そのため、補助事業「外国人の子供の就学促進事業」の活用を地方公共団体に促し、就学していない外国人の子どもに対する日本語指導等の実施や地域における就学状況調査・就学ガイダンスの実施等の取組を進める。	令和７年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和２年６月23日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を示している。 令和元年度に続く第２回目（令和３年度実施）の外国人の子供の就学実態に関する調査を実施、公表するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例を収集・整理し、文部科学省ＨＰにて公開している（令和４年度に３回目の調査を実施し、令和５年４月に公表予定。取組事例についても後日公表予定。）。 「外国人の子供の就学促進事業」（補助事業）にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援している。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
36	学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書１．０版を令和３年（２０２１年）８月に作成したところ、当該仕様書に外国人の子どもの就学に関する事項を盛り込むことにしている。令和７年度（２０２５年度）末までに地方公共団体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を図る。	令和７年度（２０２５年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書２．０版を令和４年８月に作成したところ。当該仕様書に外国人の子供の就学に関する事項を盛り込むことにより、管理・把握している。令和７年度末までに自治体における住民基本台帳システムとの連携を行うことで外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握を図る。	
37	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等の情報に基づいた就学案内の送付を徹底することにより外国人の子どもの就学を促進し、就学時健康診断を実施する。	令和７年度（２０２５年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和２年６月２３日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を示しており、あわせて、就学時健康診断の取組事例についても周知した。	
38	補助事業「外国人の子供の就学促進事業」や多言語の就学案内文書等を掲載する情報検索サイト「かすたねっと」の活用を促し、就学案内の多言語化を図る。	令和７年度（２０２５年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」（委託事業）にて先進地域での実践（多言語のものを含む教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。また、令和４年度には、来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められるよう令和２年度に作成した多言語での動画コンテンツについて、新たに８言語追加した。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
39	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、教育委員会が首長部局（住民基本台帳部局等）と連携し、外国人が住民登録を行う際に適切な就学情報の提供を行う。また、文部科学省と出入国在留管理庁が連携し、地方公共団体が開設している一元的相談窓口等において就学に関する情報提供を行う。	令和７年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省 法務省	【文科省】 令和元年度に続く第２回目（令和３年度実施）となる、外国人の子供の就学実態に関する調査を実施、公表するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例の収集・整理し、文部科学省ＨＰにて公表している（令和４年度に３回目の調査を実施し、令和５年４月に公表予定。取組事例についても後日公表予定。）。外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和２年６月23日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等）や外国人の支援を行うＮＰＯ等の団体と連携し、学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握すること、また、市町村教育委員会においては、外国人の子供の就学状況の把握に際し、住民登録が行われている住所への居住の状況を確認するに当たっては、必要に応じて、東京出入国在留管理局に対する在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用すること等、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を示している。 【法務省】 受入環境調整担当官を通じて一元的相談窓口等に対し就学に関する情報提供を行った。	
40	多言語の就学ガイドブックや日本の学校生活紹介動画の普及を図るとともに、我が国の在外公館や駐日各国大使館に情報提供を行い、来日を控えた外国人家庭に対する情報発信を進める。	就学ガイドブック・動画の周知	文部科学省	令和４年度にウクライナ語版の就学ガイドブックの作成と８言語の日本の学校生活紹介動画を作成した。また、在外公館に対してこれらの動画について周知するなど、普及を図った。 引き続き、就学ガイドブックと15言語の日本の学校生活紹介動画の普及を図る。	
41	「外国人の子供の就学状況等調査」を継続して実施し、外国人の子どもの就学状況と地方公共団体における就学促進等の実施状況を把握するとともに、先進的な取組事例の収集・普及を行う。	令和７年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	令和元年度に続く第２回目（令和３年度実施）の外国人の子供の就学実態に関する調査を実施、公表するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例について、収集・整理し、文部科学省ＨＰにて公表している（令和４年度に３回目の調査を実施し、令和５年４月に公表予定。取組事例についても後日公表予定。）。	
42	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、プレスクールの実施を推進する。	令和７年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備（日本語指導補助者・母語支援員の学校への派遣、ＩＣＴの活用、自治体がＮＰＯ等と連携して実施する日本語指導の充実・プレスクール等の実施など）に対する取組を支援している。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
43	「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を継続して実施し、プレスクールの先進的な取組事例や教育委員会が作成したマニュアル等を収集し、普及を図る。	令和７年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	令和元年度に続く第２回目（令和３年度実施）の外国人の子供の就学実態に関する調査を実施、公表するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例の収集・整理し、文部科学省ＨＰにて公表している（令和４年度に３回目の調査を実施しており、令和５年４月に公表予定。取組事例についても後日公表予定。）。	
44	多言語の就学ガイドブックや日本の学校生活を紹介した動画の普及を図り、プレスクールや外国人向け就学ガイダンスにおいて、日本の学校制度や教科書無償供与、就学援助、高等学校等就学支援金等に関する情報提供を推進する。	令和７年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和２年６月23日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を示している。また、来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められるよう令和２年度に作成した多言語での動画コンテンツについて、８言語追加するとともに、先進地域での実践（教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行う。引き続き、就学ガイドブックと日本の学校生活紹介動画を作成し、普及に努める。	
45	外国人学校の保健衛生環境の確保に向け、外国人学校向けのホームページやメールマガジン等を用いて保健衛生に関する情報を提供するとともに、「外国人学校の保健衛生環境整備事業」において実施する、外国人学校に向けた相談窓口の運用や地方公共団体における支援の在り方についての調査研究を通じて得られた成果の発信に取り組む。	令和７年度（2025年度）までに全ての外国人の子どもの就学状況を一体的に管理・把握する。	文部科学省	外国人学校向けのホームページやメールマガジンにおいて、引き続き、外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する多言語での情報発信を行った。さらに、令和４年12月からは新たに「外国人学校の保健衛生環境整備事業」を開始し、外国人学校、地方自治体等を対象とした保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応を行う専門的な窓口の運用を開始した。引き続き、「外国人学校における保健衛生環境整備事業」における取組等を通じ、新型コロナウイルス感染症対策を含めた外国人学校における保健衛生に関する情報発信・相談対応等を行う。	
46	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促すことにより、学校での日本語指導体制を構築するための母語支援員の派遣や学校内外において母語・母文化を尊重した取組を推進する。その際、必要に応じて、ＮＰＯ等との連携も推進する。 教員・支援者向け研修動画や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用した教員研修において、母語・母文化を尊重した取組の重要性について啓発に取り組む。	日本語指導が必要な全ての児童生徒が指導を受けられるようにする。	文部科学省	「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備（日本語指導補助者・母語支援員の学校への派遣、親子日本語教室の実施（母語・母文化の学びに関する取組を含む。）、ＩＣＴの活用、自治体がＮＰＯ等と連携して実施する日本語指導の充実・プレスクール等の実施など）に対する取組を支援している。また、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により、地域における研修指導者の養成を実施するほか、地方公共団体等からの要請に応じて、地方公共団体が行う研修の講師や助言指導として「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を行っている。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
◎「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等					
47	「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において示した、外国人生徒・保護者のための進学ガイダンスの実施や、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組を推進する。	日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和２年６月23日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会による公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組を推進するよう示している。	
48	公立高等学校入学者選抜に関する調査において、外国人生徒等に関する教育委員会の取組状況を把握する。	日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	各教育委員会による公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組を推進するよう示している。 また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告及び令和３年１月の中央教育審議会答申も踏まえ、公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮について、各自治体の実施状況の把握を行うとともに、都道府県教育委員会に対し取組の推進を要請している。さらに、令和３年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」において中退率が6.7%と、前回の調査（平成30年度）の9.6%から2.9ポイント減少している。	
49	再掲14				
50	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、高等学校において、外国人生徒等に対するキャリア教育や進路指導の取組を充実する。また、NPO等の関係団体とも連携し、外国人児童生徒等に対する生活相談・心理サポートの実施、放課後や学校内外での居場所づくり（学習支援等を含む。）などの取組を推進し、中途退学防止を含めた包括的な支援体制を構築する。	日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」において、高校生等に対する包括的な教育・支援として、「高校生等に対するキャリア教育（学力保障やインターンシップ等を含む。）や進路指導の充実」に対する地方公共団体の取組を支援するとともに、「高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策に関する有識者会議」における議論を踏まえ、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けて行う制度の導入に向けた検討を行うとともに、学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の作成、日本語能力把握方法の検討等を進めている。令和５年度は、特別の教育課程による日本語指導を実施している事例を収集・周知を行い、高等学校における日本語指導の促進を図る。また、令和３年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」において中退率が6.7%と、前回の調査（平成30年度）の9.6%から2.9ポイント減少している。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
51	外国人生徒も含めた、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高等学校等で学び直す者に対する修学支援を実施する。	日本語指導が必要な高校生等の中途退学率を改善	文部科学省	課題を抱える生徒に対する学校における教育相談体制の充実へ向けて、令和５年度予算において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実を図っている。また、「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」について、令和４年度は６自治体の取組を支援している。令和５年度以降も引き続き事業を実施し、地方公共団体における高校中退者等を対象とした学習相談・学習支援等への支援を継続する。さらに、高等学校等で学び直す者に対する修学支援を実施している。 加えて、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和３年度）」にて日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況について実態を把握するとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援している。 また、令和３年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」において中退率が6.7%と、前回の調査（平成30年度）の9.6%から2.9ポイント減少している。	
52	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や第３期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援、広報活動等の充実を通じてその促進を図る。		文部科学省	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や第３期教育振興基本計画等に基づき、夜間中学の設置促進や教育活動の充実、受け入れる生徒の拡大を推進し、現在は15都道府県に40校の夜間中学が設置されている。令和元年６月に開催された夜間中学設置推進・充実協議会における教育機会確保法の施行状況に関する議論の取りまとめでは、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進することが示されたが、令和２年度より夜間中学新設の更なる促進のための新たな補助事業の経費を計上し、教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）を開始し、現在、令和５年４月開校予定の仙台市、千葉市、静岡県、兵庫県姫路市も含め、夜間中学設置に向けて準備を行っている自治体への支援を行っている。	
53	外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るため、高等学校・ハローワーク・関係機関が連携して、子どものキャリア形成支援を行う取組を試行的に実施する。その際、親の参画を含めた子どものキャリア形成支援について理解を進められるよう具体的な方法を検討する。		厚生労働省	令和４年度においては、外国人の子どものキャリアアップに向けた試行的な取組の実施内容について検討を行った。 引き続き、関係者と連携しながら今後の取組みを検討する。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
◎「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等					
54	業務に必要な多様な日本語レベルの明確化を目指し、外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブックについて、企業等に周知するとともに、地方公共団体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図る。	「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を周知	経済産業省	留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について企業等に周知するとともに、自治体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、セミナーなどを通じて周知・活用促進を図った。引き続きセミナーなどを通じた、各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。	
55	外国籍社員との職場等における効果的なコミュニケーションの実現を目指し、職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等について、企業等に周知するとともに、地方公共団体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図る。	・「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を周知 ・職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等を周知	経済産業省	日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、双方向の学びの機会を提供するため、動画教材や学び方の手引きを企業等に周知するとともに、自治体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、セミナーなどを通じて周知・活用促進を図った。引き続き、セミナーなどを通じた各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施していく。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
56	日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）が作成した中堅・中小企業や支援機関向けの高度外国人材の定着や活躍に関する教材・指導カリキュラムを活用したセミナー・ワークショップ等の実施、企業に対する個別の情報提供を行うことにより、職場における外国人社員と日本人社員が相互に理解し合う環境整備をする。	・「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を周知 ・職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた動画教材等を周知	経済産業省	コロナ禍の事業環境変化を受け、高度外国人材を採用した後の育成定着ならびに活躍をサポートする教材・指導カリキュラムをE-Learningコンテンツとして再編集した。公開したE-LearningコンテンツをＪＥＴＲＯのコーディネーターが伴走型で支援する中堅・中小企業や、全国社会保険労務士会連合会の会員を中心に、受講を推進していく。	
57	安定的な就労の促進及び職場定着を図るため、ハローワークの「外国人雇用サービスコーナー」等において、専門相談員や通訳の配置による職業相談や、外国人雇用事業所データベースの活用により、外国人向け求人の掘り起こし等、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等を行う。	外国人雇用サービスコーナー等における外国人求職者の就職件数（件）	厚生労働省	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談等を行った。引き続き、専門相談員の配置による職業相談や、外国人雇用事業所のデータベースの活用等を通じて外国人向け求人開拓や定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等を行う。 外国人雇用サービスコーナー等における外国人求職者の就職件数については、8,047件。(令和４年10月末時点)	
58	「外国人雇用サービスセンター」やハローワークの「留学生コーナー」において、外国人留学生を対象とした、きめ細かな相談支援を行うほか、大学とハローワークとの連携協定の締結等、大学に対する支援・連携を強化し、インターンシップの充実、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会を開催する等、留学生と企業のさらなるマッチングの促進を図る。	外国人雇用サービスコーナー等における外国人求職者の就職件数（件）	厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に、留学生に対する担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施した。また大学と労働局（ハローワーク）の間で、連携協定の締結等を通じて連携を強化し、留学早期からその後の就職・定着まで一貫してサポートする取組を実施している。 引き続き、上記の取り組みを実施するとともに、各労働局における取組の好事例の収集・共有等を行い、留学生に対する就職支援を推進する。 外国人雇用サービスコーナー等における外国人求職者の就職件数については、8,047件。(令和４年10月末時点)	
59	外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラムや、外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集等の周知を通じ、職場における効果的かつ適切なコミュニケーションの周知・啓発を図る。	外国人雇用サービスコーナー等における外国人求職者の就職件数（件）	厚生労働省	令和２年度に作成した職場定着のためのモデルカリキュラムを活用しながら、外国人留学生を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施した。 外国人雇用サービスコーナー等における外国人求職者の就職件数については、8,047件。(令和４年10月末時点)	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
60	外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、雇用管理セミナーの開催等を通じた外国人雇用管理指針の周知・啓発及び事業所訪問等による外国人雇用管理指針に基づく事業主指導を行うとともに、外国人雇用管理アドバイザーによる事業主等からの外国人労働者の雇用管理に関する高度かつ専門的な相談への対応を行う。 また、外国人労働者の職場定着の促進等が図られるよう、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備に取り組んだ事業主への助成を行う。 さらに、外国人の地域への定着実績や効果的な支援内容等について把握・整理し、好事例や改善点について、地方公共団体等に周知を図る。	事業所訪問指導件数 (件)	厚生労働省	外国人労働者を雇用する事業主に対しては、通年でハローワークが事業所訪問指導を実施し、外国人雇用管理指針に基づき雇用管理改善に関する指導等を行っている。 そのほか、事業主向け外国人雇用管理セミナー等に際して、外国人雇用状況届出や助成金等の周知を図っている。特に、６月には「外国人労働者問題啓発月間」を開催し、集中的に周知啓発を行っている。 今後、外国人の地域における定着に係る効果的な支援内容等の成果を今後各地で活用できるよう報告書や、事業主が活用できる手引等をまとめ、周知を図る予定。	
61	定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を図ることで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。		厚生労働省	定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練について、令和４年度は、９都県で実施した。 定住外国人職業訓練コーディネーターについて、令和４年度は、３か所に配置した。 引き続き好事例の収集及びその周知等に取り組む。	
62	厚生労働省のホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等を活用して、人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、当該労働者のキャリア形成を促進する。		厚生労働省	厚生労働省のホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等により、事業主等に対して人材開発支援助成金制度の周知・広報を実施しており、引き続き行っていく。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
◎「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等					
63	外国人が「高齢期」を迎えたときに年金を受給できるよう年金制度の周知を図るため、多言語によるパンフレットの配布、日本年金機構ホームページ及び出入国在留管理庁ホームページの外国人生活支援ポータルサイトへの掲載等、現在実施している外国人向け周知・広報を継続するとともに、更なる充実を検討し、可能なものから順次実施する。また、周知・広報の実効性をより高めるため、周知・広報の機会の拡大を検討し、必要に応じて関係機関への協力を依頼した上で、可能なものから順次実施する。	・更なる充実を行った周知・広報の実施 ・拡大した機会による周知・広報の実施	厚生労働省	日本年金機構においては、パンフレットの多言語化を進め、また日本語版にはフリガナを付すなど充実を図っており、日本年金機構ホームページへの掲載に加え、同ホームページを外国人技能実習機構及び国際人材協力機構ホームページのリンク先として掲載する等、外国人向け周知・広報を継続して実施している。また、年金の受給につながるよう更なる充実を図るため、出入国在留管理庁が作成している「生活・就労ガイドブック」の年金制度に関する説明ページにおいて、任意加入制度や国民年金の付加保険料に関する説明を追加することとし、令和５年３月に出入国在留管理庁ホームページの外国人生活支援ポータルサイトで更新、公表されている。引き続き、更なる内容の充実や機会の拡大の検討を進め、必要に応じて関係機関への協力を依頼した上で、可能なものから順次実施していく。	
64	厚生労働省ホームページに掲載している介護保険制度に関するリーフレットにより、外国人への情報提供・発信を継続するとともに、必要に応じて当該リーフレットの内容の更新等を検討する。		厚生労働省	令和４年度においても、厚生労働省ホームページに掲載した多言語(10か国語)対応版リーフレットによる情報提供・発信を継続して実施している。今後は、必要に応じて当該リーフレットの更新等を検討する。	
◎ライフステージに共通する取組					
65	再掲４				
66	再掲15				

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
4．共生社会の基盤整備に向けた取組					
◎ 共生社会の実現に向けた意識醸成					
67	外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進していくため、「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」を創設し、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを行うことを検討し、必要な啓発イベントを順次実施する。また、各地の外国人在留支援に関係する機関が実施するイベントにおいて、外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ／フレスク）に関する広報活動や、当該イベントについて、ＦＲＥＳＣにおける周知・協力等を行うなど、地域における啓発活動を推進する。	・「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」中に各種イベントを実施（令和４年度（2022年度）の検討結果を踏まえて検討） ・周知を行ったイベント数	法務省	・令和４年度においては、啓発月間の内容について検討とされているところ、令和４年度においては、令和５年度に「啓発月間」（仮称）を創設した上で、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを実施する方向で調整を進めた（「啓発月間」の名称等は検討中）。 ・他機関が開催した研修・講演、政府広報等で、外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ／フレスク）に関する広報活動を計８回行ったほか、令和４年10月に「グローバルフェスタJAPAN2022」及び「大新宿区まつり協賛四谷大好き祭り2022inコモレ四谷」（以下「四谷大好き祭り」という）、同年11月に「ユリノキテラス」の計３回のイベントに参加し、ＦＲＥＳＣの取組について広報・周知活動を行うとともに、同センター内においても、四谷大好き祭り及びユリノキテラスの広報・周知を行った。	
68	政府における外国人に関する共生施策について、外国人や国民の理解を得ながら、既存施策の改善や新たな施策の企画・立案を行っていくため、共生施策の実施状況を白書として取りまとめ、公表することを検討し、その検討結果を踏まえ、白書を作成・公表する。	「外国人との共生に関する白書（仮称）」を作成・公表（令和４年度（2022年度）の検討結果を踏まえて検討）	法務省	令和４年度においては、「外国人との共生に関する白書（仮称）」の作成、公表について検討とされているところ、外国人や国民に外国人に関する共生施策の理解を得ながら新たな施策の企画、立案を行っていくことは重要であり、共生施策の実施状況について、簡易かつ分かりやすい内容で外国人や国民に周知することを検討した。	
69	法務省の人権擁護機関では、年間を通じて、「外国人の人権を尊重しよう」を人権啓発活動における強調事項の一つとして掲げ、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする講演会等の開催、啓発冊子の配布、啓発動画のＤＶＤの貸し出しやＹｏｕＴｕｂｅ法務省チャンネルでの配信等の各種人権啓発活動を実施しているところ、これらの取組を引き続き実施する。	（参考指標） ・人権教室総参加者数 ・法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス数 ・バナー広告インプレッション数 ・バナー広告クリック数	法務省	法務省の人権擁護機関では、年間を通じ、「外国人の人権を尊重しよう」を人権啓発活動における強調事項の一つとして掲げ、研修会の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を行っている。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
70	外国人との共生を更に推進していく必要があることから、引き続き、国際移住機関（ＩＯＭ）との共催による「外国人の受入れと社会統合に関する国際フォーラム」を開催し、外国人の受入れ施策を講じるための知見を得る機会とする。	フォーラム開催実績・参加者数	外務省	令和４年度は令和５年２月22日に国際移住機関との共催で「外国人住民への生活支援」をテーマとして開催し、参加者数は対面で約50人、オンライン配信で約470人で合わせて500人を超えた。令和５年度以降も開催を継続することとし、今回の参加者のアンケート結果等も踏まえて、国際移住機関等とも連携をしながら準備を進める。	
71	「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」により、日本人と外国人が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施や、散在地域における日本語指導等の指導体制構築などのモデル的な実践研究を実施する。また、調査研究の成果を踏まえ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を進める。 補助事業「帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業」の活用を地方公共団体に促し、共生社会における共に学び成長する授業を推進する取組を充実する。	多文化共生に関する研究の成果を普及	文部科学省	集住地域・散在地域それぞれの課題解決のための方策について先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図るため、多文化共生に向けた調査研究を集住地域・散在地域において行っている。 調査研究の成果を踏まえ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を進める。	
◎ 社会制度等の知識習得のための仕組みづくり					
72	再掲 6				
73	再掲 7				
◎ 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計等					
74	出入国管理統計及び在留外国人統計等のバックデータ等を活用し、国籍、年齢、在留資格及び雇用状況届出情報等を基に業種（職種）別などの外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を順次作成・公表する。 また、出入国在留管理庁が保有する外国人に関する属性情報及び地域別の在留情報等を活用し、各府省庁が所管する既存の統計表に新たに取り入れることができる項目を調査し、各府省庁が有する得意分野を分担することにより、外国人の生活状況の実態把握が可能な府省庁横断的な統計表を順次作成・公表する。	新たな統計の作成	法務省	当庁が保有する行政記録情報の活用方法等について、個別に有識者から意見聴取を実施し、次年度以降に行うニーズ調査の方法等について検討を行った。	

令和 4 年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和 5 年 3 月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
75	外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、我が国内外における労働移動等の実態を適切に把握するための統計の整備を行う。	新たな公的統計の整備	厚生労働省	令和 5 年度からの調査開始に向けて「外国人の雇用状況に係る統計調査の新設に関する研究会」を設置し、既存統計で把握される雇用労働状況と外国人の雇用労働状況の比較や、職種別、産業別、在留資格別に外国人労働者の労働条件等の把握・分析が可能となる公的な統計調査の新設に向けた検討を行い、統計法に基づく一般統計調査として総務省から承認を得た。 引き続き、令和 5 年度の統計調査の開始を念頭に、統計実施の準備を進めていく。	
76	再掲15				
77	再掲68				
78	再掲16				
79	受入環境調整担当官の職員研修を拡充することにより、専門性の高い職員を育成し、外国人の支援や受入れ環境整備を促進する。	・研修期間 ・研修 1 回当たりの単位数 ・研修参加者数 ・研修内容の見直しの回数	法務省	令和 4 年 6 月13日から同月17日までの間、受入環境調整担当官等に対する研修を実施した。 【 K P I 】 ・研修期間： 5 日 ・研修 1 回当たりの単位数： 30単位 ・研修参加者数： 21人 ・研修内容の見直しの回数： 1 回	
80	国が発信する情報へのアクセスや、地方公共団体の一元的相談窓口での相談が困難な在留外国人を主たる対象として、民間支援団体が行う情報発信・情報提供、困難に陥っている外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業を実施する。また、試行事業の結果を踏まえ、必要かつ可能なものを実施していく。	支援実施の件数（令和 4 年度（2022年度）の試行実施の検討結果を踏まえて検討）	法務省	令和 4 年10月から、国や地方公共団体による統一的な情報発信や相談窓口にアクセスしない又はできない在留外国人を主な対象として、民間支援団体を通じて、情報発信・情報提供する等のアウトリーチ支援の試行事業を実施している。同団体から、在留外国人への情報発信・情報提供などのアウトリーチ支援の取組状況について定期的に報告を受けており、令和 5 年度の実施に向け、分析を行っている。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
81	地方出入国在留管理局に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターに寄せられた相談について、必要に応じて当該相談の解決に向けて地方公共団体等の関係機関と連携・協力して対応する。そのための受入環境調整担当官及び地方公共団体担当者等に対する研修の実施並びに研修実施状況の分析・検証、連携事例集作成等の関係機関との連携強化に資する取組を実施する。	関係機関間の連携強化等の取組の実施（令和４年度（2022年度）以降の検討結果を踏まえて検討）	法務省	・地方出入国在留管理局に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターに寄せられた相談について、必要に応じて当該相談の解決に向けて地方公共団体等の関係機関と連携・協力して対応している。また、一部の官署について同センターの事業内容に係る契約内容の見直しを行った。 ・さらに、受入環境調整担当官及び地方公共団体担当者等に対する研修の実施や連携事例集作成等の関係機関との連携強化の方策の検討を行っている。	
82	法改正及び関係機関との必要な調整等を通じて、出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討を行う。	・関係機関からの情報取得に向けた準備等を実施（令和４年度（2022年度）の検討結果を踏まえて検討） ・必要に応じて所要の措置（法改正等）を講ずる	法務省	出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するため、関係省庁との調整に着手し、検討を進めた。	
83	在留資格手続のオンライン申請や電子届出について、完全オンライン化の実現を図るとともに、オンライン申請時において、申請人がマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築を検討する。	・検討結果を踏まえ必要な措置を実施 ・マイナポータルの自己情報取得ＡＰＩとの連携の実施	法務省	オンライン申請時において、申請人がマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みについて、令和５年度（2023年度）までの運用を目指してシステム整備を進めている。 また、在留資格の手続のオンライン申請や電子届出について、完全オンライン化の実現を図るべく検討を行った。	
84	再掲18				
85	マイナンバーカードと在留カードの一体化について中長期在留外国人がより高い利便性を得られるものとするための検討を更に深め、関係府省庁において法令等の整備及びシステム改修を経て、令和７年度（2025年度）から一体化したカードの交付開始を目指す。	法令及びシステム等の整備	法務省	マイナンバーカードと在留カードとの一体カードについて、マイナンバー法と入管法等における手続を整合させることにより中長期在留外国人がより高い利便性を得られるものとするための検討を更に深めた。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
86	再掲４				
87	地方出入国在留管理局を拠点として民間支援団体等に対し、情報提供・相談対応を行うとともに、受入環境調整担当官及び地方公共団体担当者等に対する研修の実施並びに研修実施状況の分析・検証、連携事例集作成等の関係機関との連携強化に資する取組を実施する。	・関係機関間の連携強化等の方策の実施（令和４年度（2022年度）及び５年度（2023年度）の検討結果を踏まえ検討） ・把握している外国人支援団体数 ・外国人支援団体等への情報発信の回数 ・適切な相談対応の実施	法務省	・地方出入国在留管理官署において、外国人支援団体等に対し、外国人の生活に関する情報提供を行い、また、同団体等から、意見交換の場において相談があった場合や個別に相談を受けた場合、適宜対応している。 ・地方出入国在留管理官署において把握している外国人支援団体数は、令和４年11月末時点で284団体であり、これらの団体へ情報発信した回数は、令和４年４月から令和５年１月末までの間で38回である。 ・また、受入環境調整担当官及び地方公共団体担当者等に対する研修の実施や連携事例集作成等の関係機関との連携強化の方策の検討を行っている。	
88	「地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）」を参考に、各地方公共団体における外国人に関する基礎統計の把握を通じて重点的な受入れ環境整備につなげるほか、各地方公共団体のデータを見える化するなど、外国人に関する共生施策の企画・立案に資するデータの提供の検討を行う。	受入れ環境整備の実施件数	法務省	令和４年度においては、ＲＥＳＡＳ等の利用及び搭載する情報等の検討を行うとともに、令和４年度から５年度までに、「情報の搭載の在り方について、関係省庁と検討、結論」を得るとされているところ、令和４年度においては、ＲＥＳＡＳ等の利用や搭載する情報の検討を行うとともに、ＲＥＳＡＳの現状について、関係省庁から情報提供を受けた。	
◎ 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり					
89	再掲６				
90	介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生の介護福祉士養成施設等の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的として、学費や生活費などについて、奨学金の給付等の支援を行う。	「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」を実施する都道府県数	厚生労働省	平成30年度より、介護福祉士の資格取得を目指す留学生に奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、都道府県を通じて当該支援に係る経費の補助を行っており、令和４年度は33都道府県が予算計上している。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
91	在留資格「特定技能」に係る介護分野において、分野別協議会等を通じ、特定技能外国人の相談窓口や活用可能な施策等、外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行う。また、ビルクリーニング分野においても、分野別協議会や各種セミナー等の場を活用し、人材育成等の優良事例の周知等の情報提供を引き続き行う。 さらに、介護分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援、相談窓口等の支援を行う。	・特定技能外国人にとって有用な情報提供を実施 ・特定技能外国人の受入れに係る環境整備等の取組の実施	厚生労働省	介護分野においては、協議会運営委員会やメール等で適宜情報発信を行っているところ。また、各都道府県が実施する介護技能向上のための研修等や介護の日本語学習を自律的に行うための整備及び相談窓口等の経費に係る費用について補助を行っている。 令和５年度（2023年度）においても、引き続きこれらの取り組みをととして外国人材の受入れに有益な情報提供や環境整備等を行っていく。 引き続き、特定技能協議会等における情報提供や、外国人材の受入環境整備を進めていく。	
92	在留資格「特定技能」に係る農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野において、分野別協議会等を通じ、出入国在留管理庁のホームページやマッチングイベント等、外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行う。 また、これら各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、外国人材の受入れや就労改善等の取組方法及び優良事例の作成・周知、相談窓口の設置等の取組を支援するとともに、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動等の取組を支援する。	・特定技能外国人にとって有用な情報提供を実施 ・特定技能外国人が働きやすい労働環境の整備	農林水産省	（情報提供） 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の４分野で、出入国在留管理庁が主催するマッチングイベントについて、各分野の特定技能協議会の構成員である業界団体への周知を実施した。 （環境整備） 農業分野では、優良事例を収集し、令和４年度に受入れ機関や関係団体等に対して周知した。また、農業分野・飲食料品製造業・外食業の３分野共同で、外国人及び外国人を受け入れる事業者向けの相談窓口（８か国語）を設置し、相談対応と助言活動を実施した。 漁業分野では、優良な特定技能外国人材の受入れ事例について関係者への情報共有を実施した。 飲食料品製造業・外食業の２分野ともに、日本人と同等報酬等の情報を含む外国人材の受入れの優良事例を調査した。	
93	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の受入れ企業等を構成員とする製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会や、経済産業省が設置するポータルサイトをとおして、特定技能外国人をはじめ外国人材の受入れに有益な情報提供を引き続き行う。 また、受入れ企業や外国人材を対象とした相談窓口の設置やセミナーの開催、特定技能外国人の受入れに係る優良事例の作成・周知等の特定技能外国人の受入れに係る支援を行う。	・特定技能外国人等にとって有用な情報提供を実施 ・特定技能外国人の受入れに係る支援の実施	経済産業省	・令和元年度に３回の対面開催、令和２年度から４年度はそれぞれ２回ずつのオンライン開催と、コロナ禍の状況も踏まえつつ合計９回の受入れ協議・連絡会を開催し、制度の周知や優良事例の共有、法令遵守の啓発などを行った。 ・ポータルサイトを設置し、制度概要や試験情報、優良事例等の情報の発信を行った。 ・企業向け、外国人材向けそれぞれの相談窓口を運営し、制度の円滑な運用に努めた。 ・受入れ企業や登録支援機関等を対象とした国内外向けセミナーや日本での就労を希望する外国人材と特定技能外国人材の受入れを希望する事業者との交流会をオンラインで開催した。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
94	在留資格「特定技能」に係る建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業及び宿泊業の各分野において、分野別協議会等を通じ、出入国在留管理庁のホームページやマッチングイベント等、外国人材の受入に有益な情報提供を引き続き行う。 また、受入れ企業や関係団体等から意見を聴きつつ、優良事例の周知やセミナー、表彰（建設分野における「優秀外国人建設就労者表彰」）の実施等により、受入れ企業等が特定技能外国人を適切に育成し、特定技能外国人も自ら成長できるような環境の整備を促進する。	・特定技能外国人にとって有用な情報提供を実施 ・受入れ企業における人材育成環境の整備	国土交通省	（建設分野） ・令和４年９月に建設分野特定技能協議会を実施し、８月末に行われた区分統合について説明を行った。 ・一般社団法人建設技能人材機構（ＪＡＣ）による特定技能制度説明会を全国で実施。 ・令和４年４月に優秀外国人建設就労者表彰授賞式を実施し、ＪＡＣ、一般財団法人国際建設技能振興機構（ＦＩＴＳ）を通じて優良事例を周知した。 （造船・舶用工業分野） ・出入国在留管理庁が実施するマッチングイベント等について、協議会会員へのメールによる周知かつ国土交通省のホームページへの掲載を実施。 ・その他、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援策の紹介や外国人在留支援センターによる安全衛生支援開始のお知らせ等の情報共有、巡回指導における外国人労働者の失踪防止策の周知を実施している。 ・特定技能外国人の受入れ環境整備の促進を図るため、協議会会員へ優良事例集を配布、また、今後受け入れることを検討している事業者にも周知するために国土交通省のホームページにも掲載している。 引き続き、事業者にとって有益な情報の発信・特定技能外国人が成長できる環境の整備を促進するための取組みを実施してまいる。 （自動車整備分野） ・更なるマッチングの促進及び外国人材のキャリアパスの明確化を図るため、自動車整備事業者に対して、海外ジョブフェア及び国内マッチングイベント等の周知及び自動車整備分野特定技能協議会による特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨の周知等を自動車整備分野特定技能協議会を通じて行った。 ・他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。並びに、自動車整備分野特定技能協議会において、情報収集に努め、特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。 （航空分野） 航空分野においては、出入国在留管理庁が主催するマッチングイベントや海外ジョブフェアについて、関係事業者に周知した。 （宿泊分野） ・旅館、ホテルを対象としたセミナーやポータルサイトにおいて、制度周知や優良事例、キャリアパス等を紹介するなど、外国人材受入に係る情報提供を実施している。令和５年度も引き続き実施予定。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
95	社会参加に意欲のある外国人及び多文化共生に理解のある日本人の育成、また外国人と地域コミュニティ、地方公共団体等との橋渡しなどにより、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるような体制構築を支援する。 多文化共生社会構築に向けた取組の一環として、 ①外国人地域リーダーの育成（外国人受入れ企業、日本語学校、自治組織、学校、行政等の日本側パートナー団体を巻き込み、日本在住外国人の市民団体の活動を支援する（防災活動、自治会活動、日系人リーダー育成等）） ②国内外の多文化共生に精通した国際協力推進員等の活動推進（加えて、異文化コミュニケーション・多文化共生に理解のあるＪＩＣＡ海外協力隊事業を通じた人材育成及び帰国隊員の活動推進）を実施する。	・研修を実施した地方公共団体・関係団体数（累計30団体） ・全国で活動する国際協力推進員の累計数（累計100名）	外務省	・地方公共団体、関係団体において、防災、多文化共生、外国人材活躍促進等の研修を実施・協力した。（令和４年10月末時点：累計７団体） ・自治体及び地域の国際交流協会等にて、多文化共生推進や外国人と地域社会の橋渡しとなる活動に取り組む国際協力推進員を配置した。（令和５年３月末時点：累計20名） ・地方創生や多文化共生を目的とした行政機関、公的団体やＮＰＯ法人等にＪＩＣＡ海外協力隊経験者の紹介を行い、帰国隊員が就職し、日本語教育や共生社会の担い手育成にも取り組んでいる。（令和５年３月末時点：累計７名）	
96	「地方公共団体の地方創生に資する外国人材受入支援・共生支援に係る施策の推進等に関する調査」により外国人材の受入れ支援や共生支援などの優良事例等の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について地方創生推進交付金により支援する。	特定技能外国人がいる全ての市において、特定技能外国人の受入れ支援や多文化共生支援のための先導的な施策を取り入れている割合　85%	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局	令和４年度地方創生推進交付金（第１回・第２回）において、地域における外国人材の活躍と多文化共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援した（令和４年度交付対象関連事業：63事業（交付決定時点））。KPIについても、達成している（86%、2021年６月時点）。 引き続き、優良事例等の収集・横展開を行い、デジタル田園都市国家構想交付金(※)による支援を行う。 (※)地方創生推進交付金を改め、デジタル田園都市国家構想交付金を創設した。	
97	国家戦略特別区域制度により、令和３年（2021年）７月に措置された「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」について、国家戦略特別区域内における活用の促進を図る。	・育成外国人美容師数の増加 ・特例活用する地方公共団体数の増加	内閣府（地方創生推進事務局）	・令和３年11月に、東京都を実施区域に認定した。 ・令和４年８月に、東京都が、外国人美容師育成事業の監理実施機関を決定し、以後、順次育成計画を認定した。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
◎ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築					
98	永住許可の予見可能性を高めるため、独立生計要件及び国益要件における目安額を設定することに加え、永住許可直後に不自然な事情の変更が生じる事案が見受けられることを踏まえ、審査方法の見直しの必要性を検討するほか、許可後に公的義務を履行しなくなるなど、永住者としての要件を満たさなくなったと思われる事案について、永住許可の取消しを含めて対処できる仕組みを構築する。	検討結果を踏まえ必要な措置を実施	法務省	令和５年３月末時点において、諸外国の制度に係る調査を実施し、調査結果を踏まえて引き続き検討を行っている。令和５年度以降については、永住許可の目安額を設定するとともに、永住許可後の状況調査を継続し、永住許可取消可否を併せて検討する。	
99	外国人雇用状況届出情報をはじめとした偽装滞在者等に係る情報の収集・分析を強化するなどして、迅速かつ効果的な事実の調査や摘発に活用するための必要な体制を検討し、構築する。	偽装滞在者及び偽装滞在をほう助する者等として退去立件された者の数	法務省	令和５年１月に入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会を開催し、関係機関と情報の共有を行った。各官署に対して、偽装滞在者等に対する取締りの強化に向けた方策を示すべく、同協議会において共有された情報を参考に、効果的な摘発手法等の検討を進めるなどして、引き続き、偽装滞在者の発見・摘発に取り組んでいく。	
100	関係機関との協力関係を強化し、不法滞在者等の縮減に向けた摘発や、不法就労防止及び不法滞在者の自主的な出頭促進に向けた広報・啓発活動を積極的に実施する。	・不法残留者統計における対前年比減 ・「不法就労外国人対策キャンペーン月間」の実施等による不法就労等の防止に関する効果的な周知	法務省	・令和４年６月、不法就労外国人等に係る情報及び意見の交換を行うとともに、有効かつ適切な施策について協議することを目的とした「不法就労外国人対策等協議会」を開催の上、具体的施策を取りまとめるなどした。 ・「外国人労働者問題啓発月間」に合わせて、同月に「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」を設け、関係機関等にリーフレットを配布するなどの広報啓発活動を行った。引き続き、同様の取組を実施していく。	

令和４年度外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの実施状況					令和５年３月末時点
施策番号	具体的取組	KPI	担当省庁	実施状況	
101	国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）等の関係機関と緊密に連携しつつ、難民該当性に関する規範的要素の明確化、難民調査官の能力向上及び出身国情報の充実を通じて、難民認定制度の運用の一層の適正化を図る。	・ 明確化に関する文書を公表 ・ 研修を実施 ・ 情報交換を実施	法務省	①「難民該当性に関する規範的要素の明確化」については、難民認定制度の透明性向上の観点から、我が国の実務上の先例や裁判例を踏まえつつ、諸外国での実務も参考としながら検討、令和５年３月２４日に「難民該当性判断の手引」として公表している。 ②「難民調査官の能力向上」については、ＵＮＨＣＲの協力等も得ながら担当職員に対する研修を実施している。 なお、令和４年度に作成したロードマップの線表に「教材の作成」と記載したが、独立した教材としてではなく、難民認定手続における事実認定の留意事項について、同趣旨の記載を要領に盛り込むことにより難民調査官に共有し、研修で周知することとした。 ③「出身国情報の充実」については、外務省、ＵＮＨＣＲ等の関係機関と適切に連携しながら、最新の情報を積極的に収集している。これに加えて、難民を多数受け入れている諸外国との情報交換も順次実施している。 ④難民認定制度の運用の一層の適正化に向けた取組を加速させるため、令和２年７月に出入国在留管理庁とＵＮＨＣＲとの間で協力関係を一層発展させるための覚書を交換し、新たな協力として、難民調査官の調査の在り方についてのケース・スタディ等を順次実施している。	